

## <開催報告>

### AIPPI・JAPAN セミナー

「商標権と社会的規制（プレインパッケージングを題材として）」

開催日時：平成 25 年 6 月 26 日（水）13：30～17：00

会 場：全日通震ヶ関ビルディング 8 階 大会議室

（東京都千代田区震ヶ関 3-3-3）

講演者：鈴木 将文 氏（名古屋大学法科大学院 教授）

高倉 成男 氏（明治大学法科大学院 教授）

Burkhart Goebel 氏（弁護士、ホーガン・ロヴェルス法律事務所）

國米 弘一 氏（日本知的財産協会商標委員会委員長）

窪田英一郎 氏（弁護士、ホーガン・ロヴェルス法律事務所）

内 容：

(1) 「オーストラリアのタバコの表示規制を巡る法的諸問題」（鈴木将文教授）

オーストラリアの **Tabacco Plain Packaging Act 2011**（以下 TPP 法という）は、違憲訴訟において、高裁で合憲と判断されている。その主な理由は以下の 1 点である。①商標権は消極的権利、②憲法に定める「財産の取得」を制限するものでない。しかし、他国の憲法や商標権の規定では、財産は正当に補償されるもので、商標権は積極的権利と認めているところもある。また、TRIPS 協定との関連性については、消極的権利との認識は共通するが、これが商標の登録を妨げる措置にあたるか（TRIPS 協定 2 条 1 項）、限定的な例外規定（TRIPS 協定 17 条）に該当するか、あるいは特別な要件により「不当に」商標権の使用を妨げるもの（TRIPS 協定 20 条）なのか、議論の余地が多々あり、TPP 法がグローバルな展開をするためには解決すべき法的諸問題が多い。

(2) 商標その他の知的財産権と社会政策との衝突について（高倉成男教授）

これまでの経済のグローバル化に伴い、貿易の阻害要因として知的財産の不十分な保護及び各国間の保護のバラツキが指摘され、これを是正するため、TRIPS 協定が提案され、先進国と新興国との利害調整をはかることにより制定された。しかし、近年知的財産と非経済的公益（公衆衛生、生物多様性、途上国の貧困等の諸問題）との間の衝突が問題化しており、TRIPS 協定では対処できない状況にある。当該衝突は複数の分野に関連するものであり、二者択一でなく、段階的・開放的・分野横断的な政策を形成し、価値観の異なる権利の調整を図る必要が有る。

(3) プレインパッケージングがもたらす商標権者への影響について（Burkhart Goebel 弁護士）  
オーストラリアで 2012 年より施行された TPP 法は、たばこ製品への商標の使用を禁止もしくは著しく制限するもので、商標の機能である商品の識別性、品質保証を阻害し、新規参入の障壁を作りだし、競争が制限されるなど、適正な産業の発展を阻害すると考えられる。これは、以下において議論されている⇒①WTO の紛争解決機関（DSB）における TPP 法の有効性の争い、②TRIPS 協定違反、③TBT 協定（Agreement on Technical Barriers to Trade）との整合性。今後健康に影響する懸念のある酒、加工食品、糖分含有飲料の分野への波及も懸念されている。

(4) パネルディスカッション

知的財産と非経済的公益との衝突解決について議論され、多面的、分野横断的な、新たな政策の構築が必要との示唆がなされた。

本セミナーの参加者は 46 名で、官公庁関係者及び直接の当事者であるタバコ業界関係者の参加が目立った。



鈴木 将文 氏



高倉 成男 氏



Burkhart Goebel 氏



國米 弘一 氏



窪田英一郎 氏

以上